

付 編

南海トラフ地震防災対策推進計画

## 目 次

第1章 総則	1
第1 推進計画の目的	1
第2 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第3 被害の想定	1
第2章 関係者との連携協力の確保	2
第1 他機関に対する応援要請	2
第2 帰宅困難者への対応	2
第3章 時間差発生時における円滑な避難の確保等	
○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	3
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震臨時警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等	3
第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震臨時警戒）等が発表された後の周知	3
第3 災害応急対策をとるべき期間等	3
第4 避難対策等	3
第5 水道関係	3
第6 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策	4
第7 滞留旅客等に対する措置	5
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部等の設置等	5
第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知	5
第3 災害応急対策をとるべき期間等	5
第4 市のとるべき措置	5
第4章 防災訓練計画	6
第5章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	7



# 第 1 章 総則

## 第 1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ地震特措法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震の発生による円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

## 第 2 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、震災対策編 第 1 編「総則」第 2 節「防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務」に定めるところによる。

## 第 3 被害の想定

平成 26 年 6 月に兵庫県より公表された「兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定」における加東市の被害想定は以下のとおりとなっている。（被害想定のうち、人的被害が最も多い夏の午後 0 時で想定）

### 1 震度

#### (1) 市内最大震度

震度 6 弱

#### (2) 震度別面積率

震度 6 弱：8.5% 震度 5 強：76.5% 震度 5 弱以下：14.9%

（構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計値が必ずしも 100%にはならない）

### 2 建物・人的被害想定

#### (1) 建物被害想定

全壊 20 棟（揺れ 18 棟、液状化 1 棟、土砂災害 1 棟）

半壊 487 棟（揺れ 446 棟、液状化 40 棟、土砂災害 1 棟）

#### (2) 人的被害想定

死者 2 名、負傷者 197 名

重傷者 11 名、避難者数 72 名

## 第2章 関係者との連携協力の確保

### 第1 他機関に対する応援要請

- (1) 市長は、自衛隊の派遣要請を行う必要があると認められるときは、県知事へ派遣を求めることとする。
  - (2) 市は、必要がある時は、締結している応援協定に従い、応援を要請するものとする。
- (→震災対策編 第3編「災害応急対策計画」第2章第3節「防災関係機関等との連携促進」を参照)

### 第2 帰宅困難者への対応

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

## 第3章 時間差発生時における円滑な避難の確保等

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

### 第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、防災課は自動参集とし、情報の収集・伝達は、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。市内で震度5強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

### 第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、防災課は自動参集とし、情報の収集・伝達は、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災課職員による連絡体制で対応する。収集した情報は市長に報告を行う。市内で震度5強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

### 第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民に密接に関係のある事項について、防災行政無線、かとう安全安心ネット、ケーブルテレビ及びホームページにて周知する。市民からの問い合わせについては、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。

### 第3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

### 第4 避難対策等

市における、避難後の救護の内容については、震災対策編 第3編「災害応急対策計画」第4節「避難対策」に定めるところによる。

## 第5 水道関係

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(→震災対策編 第3編「災害応急対策計画」第3章第6節「食料・飲料水及び物資の供給」を参照)

## 第6 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、資料館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

#### (1) 各施設に共通する事項

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄（備蓄場所は防災備蓄倉庫）
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視

#### (2) 個別事項

- ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- イ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- ウ 小中学校においては、児童生徒等に対する保護
- エ 社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎ

### 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は現地災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

## **第7 滞留旅客等に対する措置**

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行う。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

### **第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部等の設置等**

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達は、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。収集した情報は市長に報告を行う。市内で震度5強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

### **第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知**

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民に密接に関係のある事項について、防災行政無線、かとう安全安心ネット、ケーブルテレビ及びホームページにおいて周知する。

### **第3 災害応急対策をとるべき期間等**

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

### **第4 市のとるべき措置**

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。



## 第4章 防災訓練計画

市は、防災訓練を行うものとする。

(→震災対策編 第2編「災害予防計画」第2章第2節「研修・訓練」を参照)

## 第5章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

(1) 市は、防災に関する学習等の普及を行うものとする。

(→震災対策編 第2編「災害予防計画」第3章第1節「防災に関する学習等の普及」を参照)

(2) 市は、防災上必要な情報伝達体制の強化を図るものとする。

(→震災対策編 第2編「災害予防計画」第2章第4節「情報収集・伝達体制の強化」を参照)